

# 合併協議会だより

編集・発行 / 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

〒793-0023 西条市明屋敷60

TEL(0897)58-2735 FAX(0897)58-2778

E-mail:gappeikyougikai@city.saijo.ehime.jp

## 新都市像の イメージ

石鎚山と瀬戸内海からの、豊かな「水」と「緑」の恵みを受けて、人々が心豊に、快適で質の高い暮らしを送ることができ、全国・世界にも通用する、元気で優れた人材が育ち、地域経済が多様で活気あふれるとともに、時代に柔軟に対応し、恵まれた交通条件を活かした拠点都市として、まちの魅力を地域から各方面に広く発信していきます。

## 西条市・東予市・丹原町・小松町の 合併が正式に認められました!!

人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市の創造

平成十六年七月一日

### 総務省告示

#### 告示

○総務省告示第五百十七号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、西条市、東予市、周桑郡小松町及び同郡丹原町を廃し、その区域をもつて西条市を設置する旨、愛媛県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十六年十一月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年七月一日

総務大臣臨時代理

國務大臣 中川 昭一

平成十六年六月十八日

愛媛県議会で合併議案議決

愛媛県知事が合併を決定

平成16年11月1日(月曜日)

## 新「西条市」誕生

平成16年3月30日に愛媛県知事に提出していましたが「西条市、東予市、丹原町、小松町」の合併申請が平成16年6月18日に県議会で議決されたことに伴い、知事が決定し、総務省に届出がおこなわれました。総務大臣告示が7月1日にあり、地方自治法に基づく「西条市」の合併が正式に認められました。

西条市は63年間、東予市は32年間、丹原町は48年間、小松町は49年間の幕を降ろし、平成16年11月1日に新「西条市」が誕生します。合併前の平成16年10月には、それぞれの市町で閉市・閉町式が開催される予定です。

新市の人口は11万7千人で愛媛県下で4番目、面積は509.04km<sup>2</sup>で3番目のまちになります。合併のメリットを最大限に活かし、地域の資源・人財の活用で、足腰の強い自立した自治体を目指し、合併してよかったと市民の皆さんが感じられ、安心して暮らせるまちづくりをめざしていきます。